

令和 5 年 10 月 吉日

各 位

空知信用金庫

預金取引の代理人事前登録サービスの取扱開始について

当金庫は、令和 5 年 10 月 16 日（月）から、預金取引の「代理人事前登録サービス」の取扱いを開始します。本サービスは、お客様ご自身が認知症等になった場合に備え、あらかじめ指定した代理人が預金取引を行うことができるサービスです。

社会の高齢化がますます進んでいくなか、数年後（2025 年）には高齢者の 5 人に 1 人が認知症になっていると予測されています。お客様が認知症等で判断能力が低下し、ご家族の方がご本人に代わって生活費、介護費、医療費等を預金から引き出したいという場合、成年後見制度や家族信託等を利用する方法もありますが、手続きや費用の負担が大きいため、その利用は広がっていないのが現状です。

本サービスは、代理権の範囲が当金庫との預金取引に限定されますが、契約手続きは簡便で契約費用も無料としていますので、ご利用しやすいものとなっております。なお、本サービスのご契約対象者は、契約時点で認知・判断能力に問題のない 60 歳以上の個人の方とし、指定できる代理人の範囲は、原則として配偶者または 2 親等以内の親族としています。

認知症への対応が社会全体で求められているなか、本サービスは社会的なニーズに応えたサービスと考えており、ぜひ多くのお客様にご検討いただきたいと考えております。

以 上

上記に関するお問合せ
空知信用金庫 業務統括部：沖村、枝松
TEL 0126-22-1158



将来のための 代理人事前登録サービス



将来の万が一の備えとして、
お客さまとご家族のみなさまに
安心してお取引いただけるよう
「代理人事前登録サービス」を
ご用意しております。



今は自分で取引したいけど、
将来のことを考えると心配…

認知・判断力が低下したら
預金がおろせなくなるの？

「代理人事前登録サービス」なら
万が一、認知・判断能力が低下しても
代理人がお取引できます！



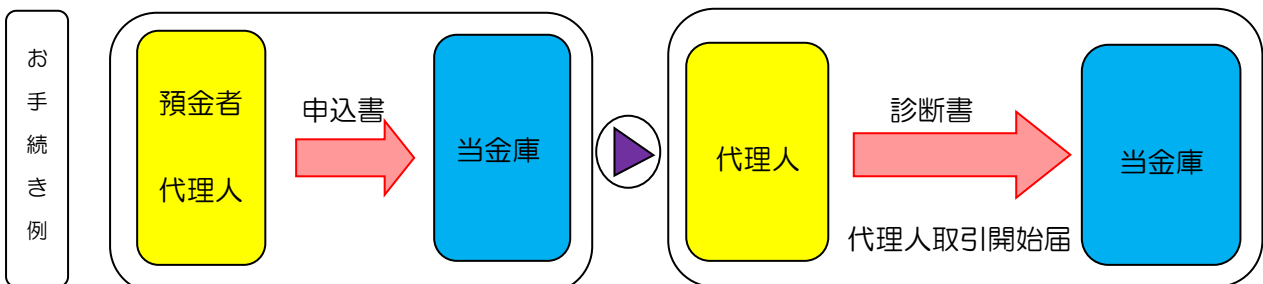
『代理人事前登録サービス』とは…

認知症・判断力の低下により、預金者さまご本人によるお取引ができなくなる場合に備え、お元気なうちに予め代理人をご指定いただくサービスです。

預金者さまご本人の認知・判断能力が低下してお取引が困難になった場合は、診断書をご提出いただきますと、予め指定いただいた代理人の方がお取引することができます。

代理人サービス申込

代理人取引開始



詳しくは窓口までお問い合わせ
合わせください



代理人事前登録サービス商品概要

項目	内容	
対象の方	満60歳以上の個人 ※申込時点で「認知・判断能力」に問題がなく、自筆で署名できる方	
代理人の範囲	原則、配偶者または二親等以内の親族1名(子、親、祖父母、孫、兄弟姉妹)	
取引の範囲	① 当座預金を除く入金、新規口座開設、解約、振込 ② 出資金の譲渡・脱退 ③ 自動振替の設定(預金者名義のもの) ④ 預金者の変更届、喪失届、移受管 ⑤ 代理人の変更届(住所、改印等) ⑥ 残高証明書の発行	
効力発生時期	医師の「診断書」の提出および「開始届」の提出時から開始。	
代理人との取引	① 取引の都度、本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)をご持参ください。 ② お支払いの際は、代理取引にかかる根拠となる書面(請求書や領収書等)の提示をお願いすることがあります。また、取引に対し疑念や不審な点がある場合は、取引を謝絶することがあります。	
取扱手数料	無料(ただし、各種お手続きに所定の手数料がかかる場合があります。)	
変更・停止	サービスの内容の変更やサービスの利用停止を希望される場合は、お取引店舗にて所定のお手続きをお取りください。	
利用できない取引	① キャッシュカード取引 ② インターネットバンキング取引 ③ 出資金加入 ④ 融資取引 ⑤ 預かり資産取引	
注意事項	① 推定相続人からの取引開示依頼があった場合は、開示に応じます。 ② 取引は口座開設店のみの取扱いです。	
サービスを停止する場合	① 預金者、代理人の死亡 ② 預金者に成年後見制度の開始があった場合 ③ 代理人の認知・判断能力の喪失(後見開始を含む) ④ 預金者の認知・判断能力の回復 ⑤ 代理人が行う取引に懸念や不審点がある場合 ⑥ その他、サービスが妥当でないと判断した場合	
代理人事前登録サービスの流れ・必要書類		
お申込みの流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・申込時と代理人取引開始時まで手続きが2回あります。 ・1回目の手続きは本サービスの申込みとなり、預金者と代理人の2名で一緒にご来店いただきます。 ・2回目の手続きは代理人取引開始の申出となり、代理人にご来店いただきます。 ※2回目の手続き時に医師の診断書にて預金者が認知症になったことを確認します。 ・2回目の手続きで、代理人取引開始を申出いただいた後から、代理人取引が開始します。 ※代理人取引開始後は預金者本人による取引ができなくなります。 	
必要書類	1回目 (申込時)	<ul style="list-style-type: none"> ・預金者と代理人の本人確認ができる書類(運転免許証・健康保険証他) ・預金者と代理人の関係が確認できる書類(戸籍謄本等) ・預金者名義の当金庫の通帳
	2回目 (代理人取引開始時)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書(認知症であることが確認できるもの) ・代理人の本人確認ができる書類(運転免許証・健康保険証他) ・預金者名義の当金庫のすべての通帳・証書・キャッシュカード ・代理人のお届けの印鑑

※反社会的勢力の申込はお断りいたします。

令和5年10月16日現在